



②法令遵守(コンプライアンス)

- 法で定める必須項目が抜けていると、登録や報告ができないようになっているため、入力漏れがない
- 運搬終了、処分終了、最終処分終了に関する報告の有無を通知情報(電子メール)や一覧表等で確実に確認
- 排出事業者の処理終了確認期限※が近づいた場合や、確認期限が切れた場合に、注意喚起を表示
- マニフェストの紛失の心配がない(保存義務を遵守できる)

※ 処理終了報告の確認期限

- ・ 運搬終了・処分終了の確認期限をチェック(90日、特管60日以内)
- ・ 最終処分終了報告の確認期限⁴⁶のチェック(180日以内)

マニフェスト情報の照会（確認期限の管理）

電子マニフェストシステム（排出事業者）

ユーザーID 1500000 ユーザー名 株式会社JWNET ログイン時刻 2010/04/14 10:07:47 v0.0175

トップページ ヘルプ ログアウト

No	一括選択	登録の状態	報告期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	引渡し日	廃棄物の大分類名称
1	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000569546	●						2011/09/26	がれき類(工作物の新築、改
2	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000569557	●						2011/09/26	がれき類(工作物の新築、改
3	<input type="checkbox"/>	登録	間近	70000600205	●						2011/12/12	がれき類(工作物の新築、改

戻る

受渡確認票印刷 一覧表印刷 マニフェスト情報照会結果項目(402項目)

No	登録の状態	報告期限	マニフェスト番号	引渡し日	廃棄物の大分類名称
1					木く
2					木く
3	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ 70000756005	2010/03/08	木くず
4	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ 70000756016	2010/03/08	木くず
5	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ 70000756027	2010/03/08	木くず
6	<input type="checkbox"/>	登録	70000756038	2010/03/08	木くず
7	<input type="checkbox"/>	登録	70000756117	2010/03/10	廃プラスチック類

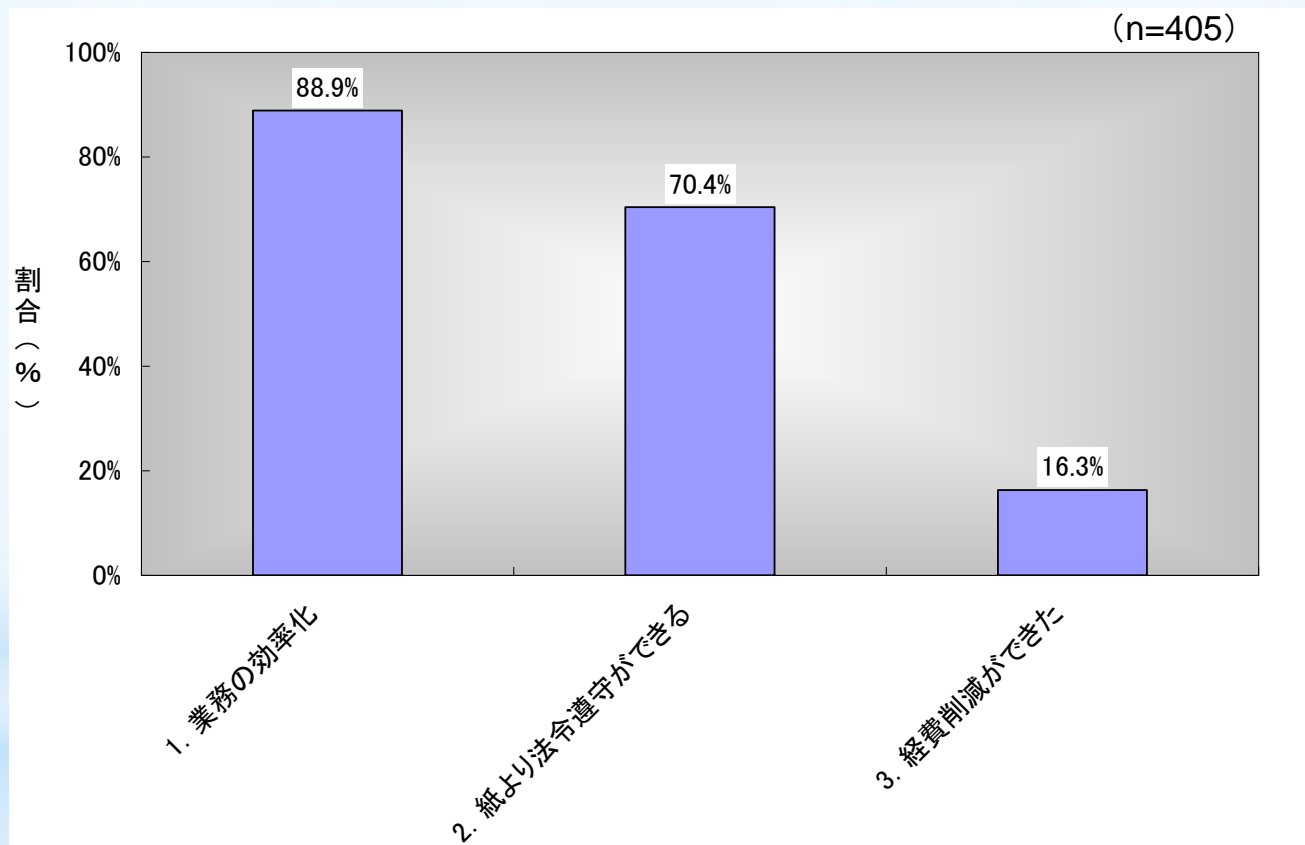
③データの透明性



- ・ マニフェスト情報は第3者である情報処理センターがデータ（過去5年分）を管理・保存（セキュリティも万全）
- ・ 排出、収集、処分の3者が常に最新のマニフェスト情報の閲覧・監視（修正・取消は、関係者の承認が必要⇒1者が勝手にデータの修正や取消ができない）
- ・ 排出事業場（工事現場、工場等）と本社・支店（環境部門）がマニフェスト情報を同時に閲覧可能

電子マニフェスト導入により得られたメリット

電子マニフェストの導入により得られたメリットとして、約9割の方が業務の効率化、約7割の方が紙マニフェストよりも法令が遵守できると回答。



出典：電子マニフェストを使用している排出事業者1,000ヶ所を対象に、平成24年3月に日本産業廃棄物処理振興センターが実施した「電子マニフェストの使用状況に関するアンケート調査結果」(回答率43%)より

※ 本調査結果は、当センターのHP

9. 電子マニフェストの加入数・登録件数の状況 (平成25年3月31日現在)

- ① 電子マニフェスト加入・登録状況・電子化率
- ② 年度別登録件数、電子化率の推移
- ③ 排出事業者の業種別加入者数の構成比
- ④ 排出事業者の業種別登録件数の構成比
- ⑤ 都道府県別加入者数

①

電子マニフェスト加入・登録状況・電子化率

区分 年度	加入者数 合計	加入者数の内訳						マニフェスト 年間登録件数※	電子化率
		排出事業者				収集運搬 業者	処分業者		
		合計	A料金	B料金	C料金				
平成10年度	502	143	143	—	—	178	181	8,041	0.0%
平成11年度	627	170	170	—	—	240	217	77,181	0.2%
平成12年度	759	189	189	—	—	300	270	97,470	0.2%
平成13年度	1,086	222	222	—	—	462	402	146,502	0.3%
平成14年度	1,519	328	328	—	—	619	572	408,037	0.9%
平成15年度	2,001	487	487	—	—	785	729	812,140	1.8%
平成16年度	2,978	1,019	616	403	—	1,009	950	1,137,785	2.5%
平成17年度	3,834	1,291	698	593	—	1,327	1,216	1,621,975	3.6%
平成18年度	7,784	4,083	948	3,135	—	1,921	1,780	2,388,069	5.3%
平成19年度	30,705	23,164	1,625	7,513	14,026	4,300	3,241	4,076,448	9.1%
平成20年度	43,493	33,718	1,988	8,132	23,598	5,775	4,000	6,415,296	14.3%
平成21年度	55,797	43,009	2,447	11,567	28,995	7,891	4,897	8,391,114	18.6%
平成22年度	72,761	57,837	2,777	11,246	43,814	9,388	5,536	10,614,066	23.6%
平成23年度	79,155	62,443	2,909	11,724	47,810	10,673	6,039	12,882,074	25.4%
平成24年度	89,015	70,792	3,027	12,241	55,524	11,720	6,503	15,056,116	30.1%

※1 マニフェスト年間登録件数は、マニフェスト登録日及び予約登録日（課金日）に基づく件数。

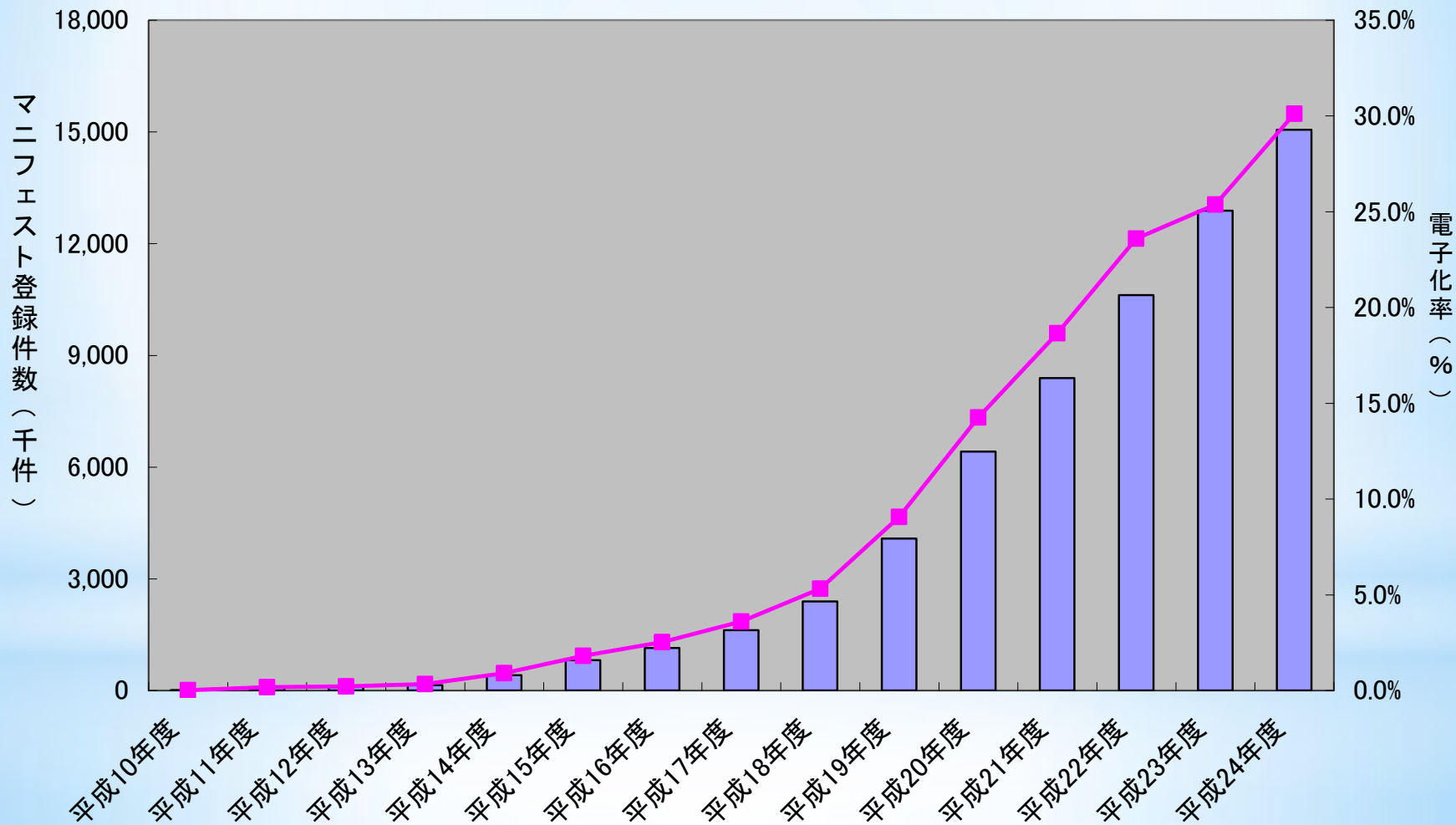
※2 電子化率とは、電子マニフェスト登録件数及び紙マニフェストの交付枚数の合計値に占める電子マニフェスト登録件数の割合。

【電子化率の算出方法】

①平成22年度以前は電子と紙の合計値を4,500万として電子化率を算出。

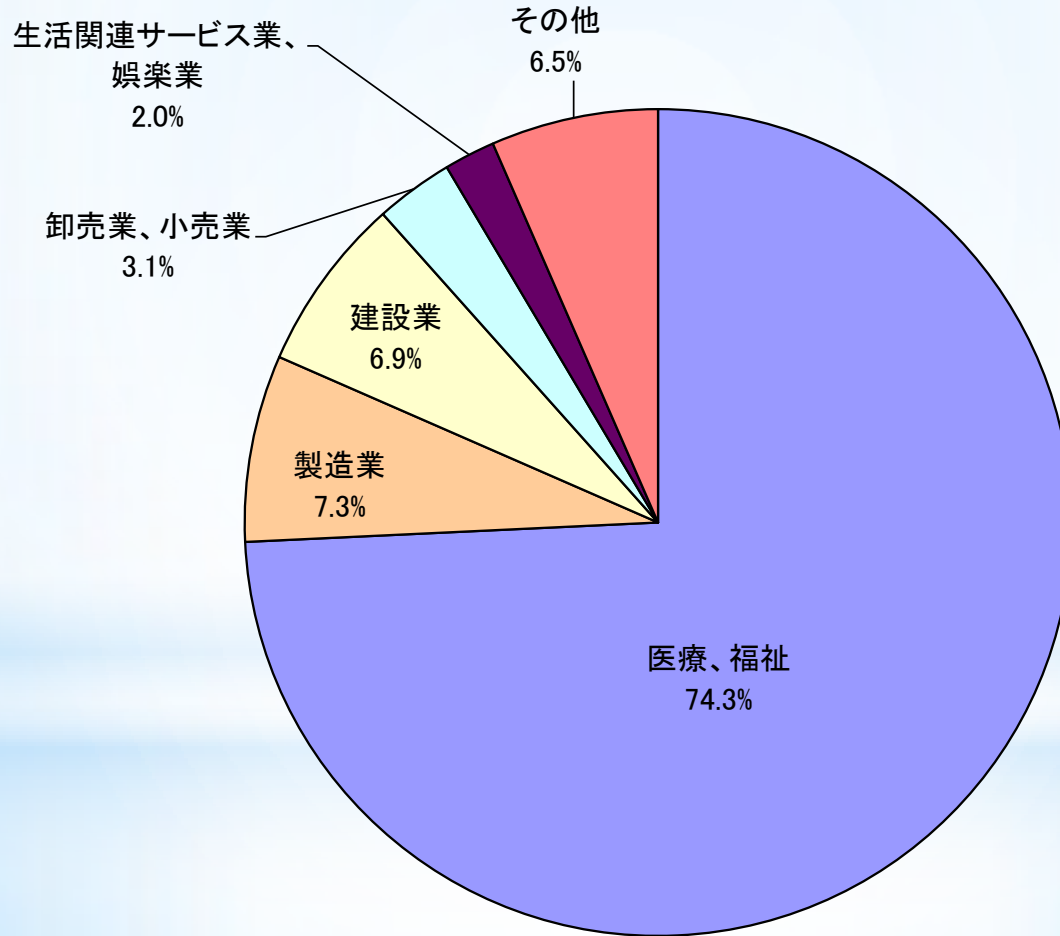
②平成23年度は（公社）全国産業廃棄物連合会、建設団体副産物協議会の紙マニフェスト頒布数等より紙マニフェスト使用数を推計し、これに電子マニフェスト登録件数を加えた電子と紙の合計値より電子化率を算出。

② 年度別登録件数、電子化率の推移

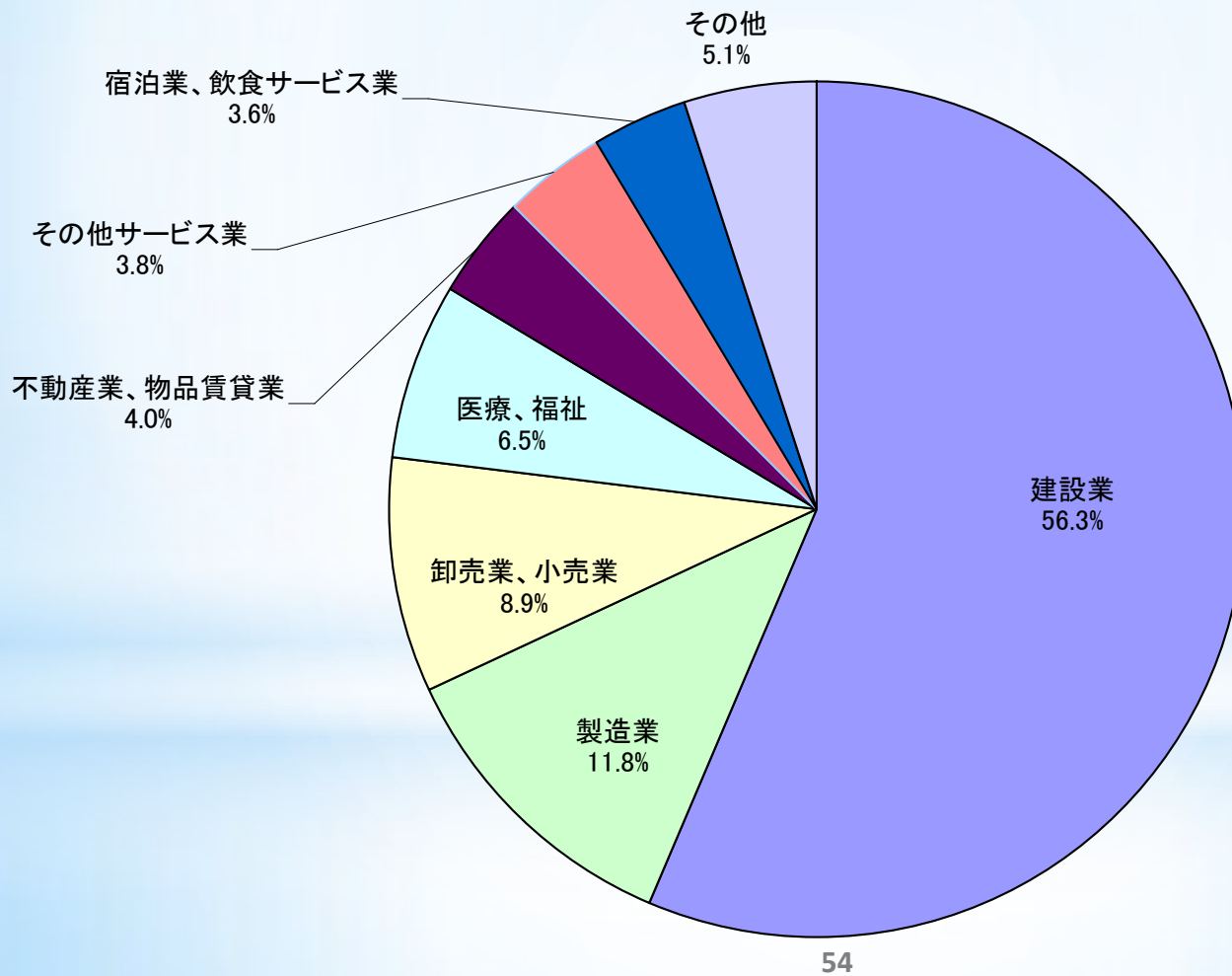


③

排出事業者の業種別加入者数の構成比



⑤ 排出事業者の業種別登録件数の構成比



⑤ 都道府県別加入者数

都道府県名	排出事業者数	収集運搬業者数	処分業者数	合計
北海道	1,689	277	192	2,158
青森県	467	93	73	633
岩手県	453	110	82	645
宮城県	573	194	135	902
秋田県	210	56	46	312
山形県	348	119	93	560
福島県	578	164	100	842
茨城県	1,279	262	110	1,651
栃木県	1,235	172	98	1,505
群馬県	1,532	165	98	1,795
埼玉県	3,289	534	228	4,051
千葉県	2,478	417	213	3,108
東京都	10,770	949	502	12,221
神奈川県	6,155	729	307	7,191
新潟県	1,124	198	143	1,465
富山県	495	136	108	739
石川県	972	172	98	1,242
福井県	488	82	68	638
山梨県	356	71	38	465
長野県	850	190	137	1,177
岐阜県	2,601	187	112	2,900
静岡県	5,413	1,212	424	7,049
愛知県	4,723	854	504	6,081
三重県	1,161	247	139	1,547

都道府県名	排出事業者数	収集運搬業者数	処分業者数	合計
滋賀県	595	135	94	824
京都府	3,169	266	98	3,533
大阪府	3,512	683	282	4,477
兵庫県	2,638	489	252	3,379
奈良県	480	100	37	617
和歌山県	412	110	48	570
鳥取県	108	38	38	184
島根県	872	53	51	976
岡山県	740	275	133	1,148
広島県	1,487	334	244	2,065
山口県	953	228	142	1,323
徳島県	246	73	55	374
香川県	245	83	79	407
愛媛県	259	133	95	487
高知県	100	48	34	182
福岡県	2,471	446	297	3,214
佐賀県	376	67	61	504
長崎県	335	76	58	469
熊本県	398	118	91	607
大分県	468	131	75	674
宮崎県	306	95	76	477
鹿児島県	836	101	76	1,013
沖縄県	547	48	39	634
合計	70,792	11,720	6,503	89,015

10. 国における電子マニフェストの普及目標

- ・内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で策定された「IT新改革戦略」(平成18年1月19日決定)において、平成22年度に電子マニフェストの普及率を50%とする目標が設定された。
- ・産廃特措法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
第180回国会

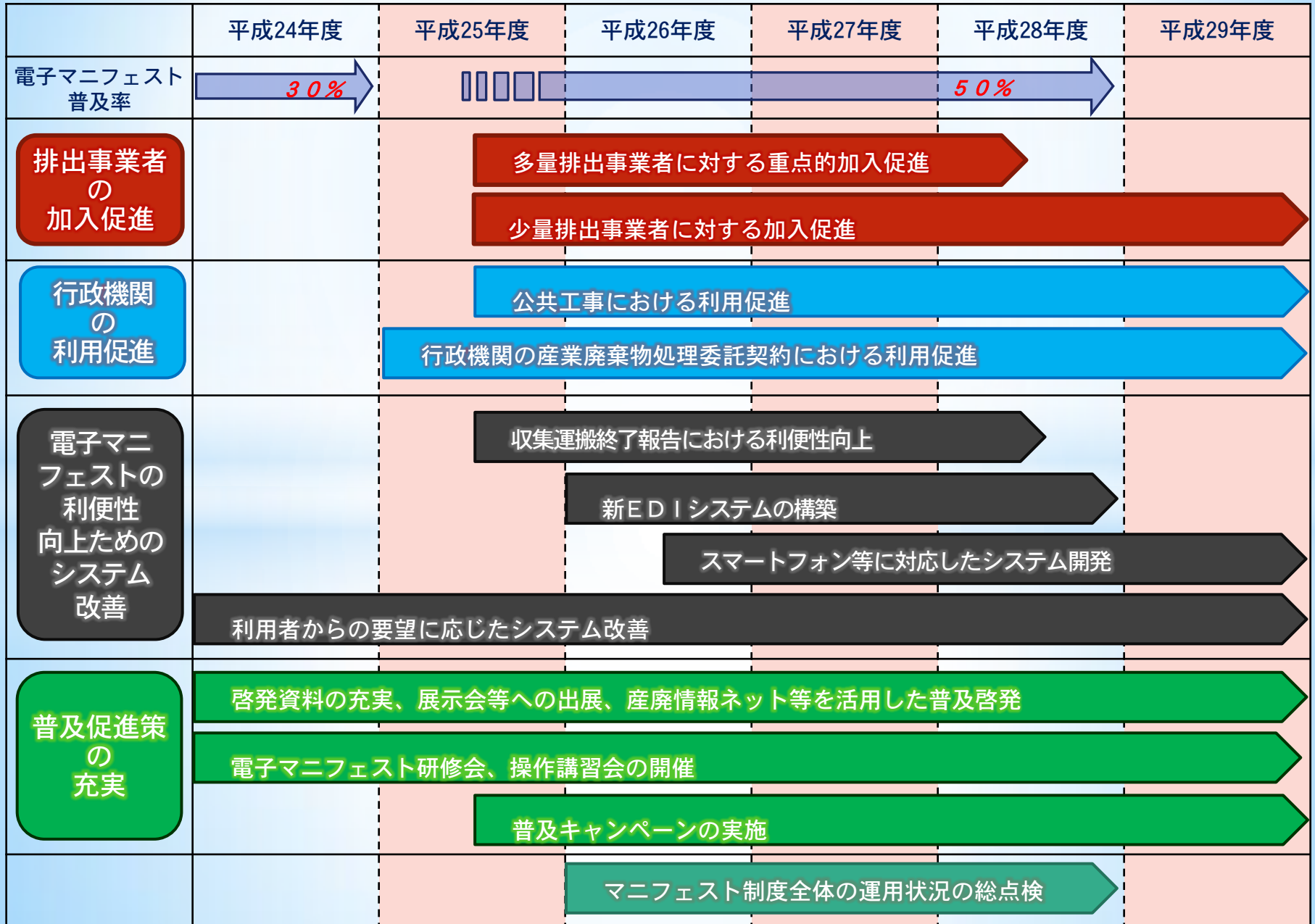
＜衆議院附帯決議(平成24年8月)＞

産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率50パーセント以上の数値目標を設定し、その早期達成に向けロードマップを速やかに作成すること。

＜参議院附帯決議(平成24年6月)＞

「産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率50パーセント以上の数値目標を設定し、その早期達成に積極的に取り組むこと。

電子マニフェスト普及拡大に向けた取り組み





環境省

ご静聴ありがとうございました。